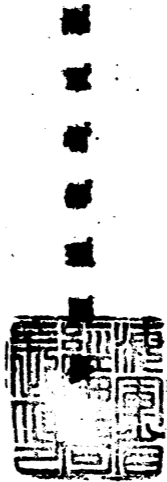


南方政務部長 殿

経緯第二號ノ六ニ

昭和十九年八月九日

關係各局長 殿



本邦對南方重要機密事項ニ關スル件照會

首圖ノ件ニ關シ關係ノ諸大臣等ヨリ通知有之候事丁度此等

(別紙ニ添付)

(署名)



海軍

23/

昭和十九年七月二十九日
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部

寫

別紙

陸外爲替第五〇六號

昭和十九年七月二十九日

大藏省外資局長 久保 文藏

海軍省海運局長 殿

八月一日以降當分ノ間本邦對ビルマ國、フィリピン國又ハ南方占領地
間ノ爲替取引ニ付テハ取引當事者、爲替ノ受取人又ハ支拂人ノ内外人別
々間ハズ一貫一ノ換算率ヲ適用スルコトト相成此ノ旨關係外國爲替銀行
及南方開發金庫ニ通知致候ニ付御了知相成度

海軍

(花輪納)

南政機密第三六九號

昭和十九年八月七日

海軍省經理局第一課長

極秘

寫

海軍省南方政務部副長

南西方面海軍民政府經濟局長殿

陸海軍軍政地區間爲替集中ニ關スル件同答

民政府總機密第八〇號取願首題ノ件南方開發會庫ヲリ大東亞省宛別紙ノ
通認可申請中ニ付了知相成

海軍



第三六七號

昭和五年九月廿五日

株式會社 臺灣銀行



東京都麹町區丸ノ内壹丁目貳番地
和文電信宛名略字 トウケウ タン
英文電信宛名略字 Taiwank Tokyo



海軍省
南方政務部 畑 少佐 殿

首領對英作戦ノタメニ竹野海軍少佐海軍艦中上ノ件

南方海軍艦中上ノ件

株式會社 臺灣銀行
南方部長 藤 太 郎



REEL No. A-1179

0301

アジア歴史資料センター

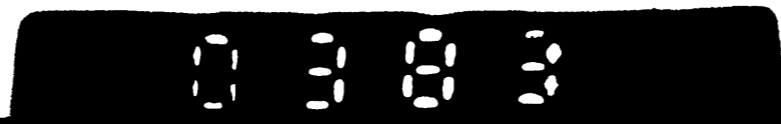


支店名	昭和十一年		昭和十一年		昭和十一年		昭和十一年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
マニヤ支店	482	309,044.88	875	514,548.51	1,089	1,114,888.80	875	617,243.31
マニヤ出張所	14	5,880.00	124	30,243.24	94	60,895.00	70	61,527.98
マニヤ	27	17,748.44	39	27,350.00	62	31,372.78	23	9,230.00
マニヤ	38	12,280.00	59	23,050.00	100	41,843.67	94	41,074.44
マニヤ	16	114,984.50	10	3,700.00	41	17,380.00	52	27,757.78
マニヤ	9	4,600.00	4	2,800.00	24	9,530.00	5	20,200.00
マニヤ	26	9,800.00	134	45,529.89	111	41,872.00	114	41,765.00
マニヤ								
マニヤ支店	365	374,997.93	352	696,805.89	524	524,750.33	352	343,226.55
マニヤ支店	178	381,480.05	100	34,270.00	278	135,832.34	68	69,568.00
マニヤ	30	9,980.00	22	65,385.00	55	18,577.00	38	7,300.00
マニヤ	121	214,031.88	68	384,128.09	142	684,753.05	101	878,684.89
小計	1,261	1,454,577.05	1,787	1,827,470.72	2,520	2,680,932.85	1,491	1,817,568.05
マニヤ支店	219	256,800.19	220	56,280.00	295	710,702.12	280	681,334.88
マニヤ出張所	118	68,781.00	32	12,080.00	35	37,808.80	70	37,633.00
マニヤ出張所	129	89,000.00	12	15,950.00	27	46,843.00	72	122,149.57
マニヤ	145	139,907.50	179	80,168.63	217	130,014.00	143	359,607.00
マニヤ	93	33,770.00	47	9,880.00	38	24,270.00	36	11,850.00
マニヤ	16	16,145.00	30	13,453.40	23	217,044.00	28	19,128.00
マニヤ	90	89,145.07	67	48,832.00	186	77,142.98	53	39,390.71
マニヤ出張所	36	29,137.00	17	24,540.00	21	35,082.60	23	23,286.00
マニヤ	10	10,000.00	19	5,000.00	17	5,200.00	12	7,026.00
マニヤ			7	2,759.00	1	1,200.00	1	2,929.50
マニヤ出張所	48	45,357.16	30	26,029.95	17	16,267.29	56	183,590.99
マニヤ	20	52,880.55	7	3,680.20	2	311,960.50		
マニヤ			129	44,527.00	524	33,014.00	4	2,000.00
マニヤ	6	66,681.89	1				1	200.00

REEL No. A-1179

...	95	25,770.00	47	9,880.00	35	24,270.00	36	11,850.00
...	16	16,145.00	30	13,455.40	23	217,044.00	28	19,125.00
...	90	59,145.07	67	49,882.00	186	77,142.98	53	59,580.71
出張所	36	29,137.00	17	24,540.00	21	35,082.60	23	23,286.00
...	10	10,000.00	19	5,000.00	17	5,200.00	12	7,026.00
...			7	2,759.00	1	1,200.00	1	2,929.50
出張所	48	45,357.16	30	26,029.95	17	16,267.29	56	183,590.99
出張所	20	57,238.55	7	3,680.20	2	311,960.50		
出張所	173	345,193.38	129	44,523.27	394	72,040.75	4	2,000.00
...	6	64,651.59	1	300.00	6	3,250.00	1	200.00
...	17	2,219.00	2	650.00	8	1,020.00	5	1,050.00
...			2	900.00	22	1,000.00		
...			1	250.00	1	250.00	14	3,200.00
小計	1,120	1,219,936.41	808	346,276.45	1,510	1,593,323.04	778	1,294,355.45
...	416	(福岡支店分) 177,841.60	944	(東京、福岡支店分合計) 2,548,556.40	511	(福岡支店分) 221,530.00	436	(福岡支店分) 170,813.00
総計	2,797	2,852,355.06	3,533	4,522,267.97	4,341	4,485,756.35	2,703	3,282,734.40
		(除臺灣各店)						(除臺灣各店)

REEL No. A-1179



南方占領地ヨリノ本邦向送金(臺灣内地・臺灣店受付分)

台湾銀行

店名	昭和十八年中		十月中		十一月中		十二月中		昭和十九年一月中		二月中		三月中		四月中	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
昭南支店	297	357,048.11	327	773,183.30	366	968,460.36	572	557,340.08	333	357,616.20	248	356,511.43	501	442,256.16	605	439,984.97
ジャカルタ支店	147	169,921.84	142	314,539.61	88	51,717.16	148	108,639.34	156	241,784.51	173	469,243.14	119	578,321.96	187	418,101.36
スッバヤ	203	86,270.70	183	30,964.39	58	20,969.50	234	56,143.14	113	28,950.00	221	65,002.11	154	103,135.89	189	77,001.00
スマラン	46	7,077.00	15	3,370.00	13	3,530.00	38	6,790.00	27	7,875.50	26	5,810.00	35	10,570.00	56	17,774.8
マニラ支店	416	238,778.95	562	254,375.90	400	515,392.41	1,155	622,645.60	615	360,650.84	639	519,364.33	762	1,398,851.74	822	735,358.9
バギオ出張所	47	14,630.00	99	31,525.00	51	17,140.00	45	15,580.00	55	51,636.00	22	7,756.00	29	10,816.00	30	10,083.00
レガスピ	21	3,725.00	55	6,484.78	8	760.00	93	19,964.70	7	1,300.00	23	6,745.89	10	2,470.00	14	4,260.00
セブ	21	6,930.00	76	29,363.00	48	15,560.00	109	36,977.46	35	13,999.00	46	21,199.00	41	16,337.25	54	52,065.36
バコロド	2	155.50	40	8,610.00	34	9,250.00	40	17,687.00	59	15,600.00	64	20,000.32	40	24,950.00	73	26,850.00
イロイロ	39	6,490.00	31	5,900.00	19	5,250.00	119	26,395.00	32	8,560.00	62	19,155.00	49	14,107.00	73	30,968.00
ダバオ	391	118,234.00	233	70,121.58	119	33,850.00	437	182,388.22	92	72,630.00	114	41,678.33	29	49,804.10	201	54,840.33
小計	1,630	1,009,261.10	1,743	1,528,417.51	1,204	1,641,879.43	2,990	1,650,550.54	1,524	1,160,602.05	1,638	1,532,465.55	1,769	2,651,620.10	2,304	1,867,287.71
マカツサル支店	246	94,803.70	191	102,275.68	96	248,103.69	322	1,057,744.54	131	65,525.00	237	362,836.90	193	447,045.20	246	587,859.88
メナド出張所	79	25,485.00	99	16,663.45	162	24,791.00	169	24,550.50	87	10,720.00	78	13,510.00	107	18,509.00	173	24,820.00
シンガラジャ出張所	16	23,317.08	25	35,740.00	32	42,856.52	38	36,821.00	44	28,450.00	34	22,023.00	20	53,690.63	31	9,915.00
デンバサル									10	2,720.00	3	1,000.00	6	1,500.00	8	2,500.00
バンジャルマシン出張所	16	21,785.00	16	9,910.00	34	34,190.90	25	45,870.00	12	8,305.00	33	20,750.00	44	35,480.00	46	67,980.00
バリクババン	265	142,061.93	250	196,551.27	182	97,500.86	226	95,818.05	237	183,838.64	181	91,160.54	156	87,514.19	142	327,122.74
ボンチアナ	104	15,825.00	22	6,460.00	52	12,330.10	92	22,540.35	70	14,425.00	78	22,000.00	72	23,088.20	34	453,976.00
サマリダ	128	54,493.96	292	98,669.63	205	62,592.10	182	76,873.04	193	117,025.89	135	43,530.22	205	109,759.43	168	204,088.13
タラカン	23	10,850.30	27	18,260.32	8	15,745.00	27	18,950.00	46	19,111.00	15	32,800.00	20	70,520.00	20	6,170.00
アンボイナ出張所	35	13,780.00	45	359,070.00	36	262,895.00	38	332,532.81	64	21,714.90	55	48,303.00	38	29,491.00	50	18,470.60
テルナテ出張所																
ワシレ																
ラボール出張所	14	114,527.10	27	390,205.75	15	281,934.60	29	256,497.00	17	324,131.55	8	28,666.90	11	48,080.00	17	27,525.45
マノクワリ出張所	22	9,815.00	65	22,455.17	133	68,791.42	144	44,410.00	215	63,180.50	649	131,951.65	604	555,602.21	296	128,454.33
ウエウク			6	6,202.12			9	783,683.97	14	570,112.26	12	126,432.37	14	449,700.00	6	153,330.39
クーバン出張所					2	400.00	1	10.00	2	510.00			5	1,555.00	1	10.00
小計	948	526,744.07	1,065	1,262,463.39	957	1,152,131.19	1,302	2,786,301.26	1,142	1,429,769.74	1,518	944,964.58	1,495	1,931,534.86	1,238	2,012,222.32
總計	2,578	1,536,005.17	2,808	2,790,880.90	2,161	2,794,010.62	4,292	4,446,851.80	2,666	2,590,371.79	3,156	2,477,430.13	3,264	4,583,154.96	3,542	3,879,510.03

REEL No. A-1179 I

南政企機密第一六號

昭和十九年十月六日

海軍省南方政務部長

極秘

寫

第一南遣艦隊參謀長 殿
第二南遣艦隊參謀長 殿

大東亞省連絡委員會第一會決定事項ノ件申進

官題ノ件左記ノ通決定相成候條可然取計相成度

記

總決
一三五號定

南方甲地域ヨリノ華僑送金ニ關スル暫定措置ノ件中改正ノ件

總決
一三六號定

礦産資源(石油ヲ除ク)開發地點及擔當企業者(第二十五次)

總決
一三七號定

南方甲地域ニ於ケル工業關係事項處理ノ件(第二十九次)

總決
一三八號定

南方甲地域林材對策別紙中追加ノ件

山

第...
三九號

對南方紡織設備移駐計畫要綱中訂正ノ件

別紙添

寫送付先

- 第三南遣、第四南遣、南西方面各艦隊參謀長
- 第十二、第二十二、第二十四各特別根據地隊司令官
- 南西方面海軍民政總務局長、アムダマン民政部長
- セレベス、ホルネオ、小スンダ列島民政部長
- 第二十五、第二十六各建設部長
- ジャカルタ、昭南營在勤海軍武官
- 佛國大使府附海軍首席隨員、比島在勤帝國大使館附海軍武官
- 海軍武官、泰國在勤帝國大使館附海軍武官
- 南方政務大阪連絡部長

(終)

山

通 秘

(決定第一三五号)

南方甲地域ヨリノ華僑送金ニ関スル暫定措置ノ件中
改正ノ件

(昭和十九年九月二十七日
大東亞省連絡委員會第一會決定)

「南方甲地域ヨリノ華僑送金ニ関スル暫定措置ノ件」(昭一七・一三・二四・大東亞省
連絡委員會第一會決定)中左記ノ通告

記

二、安 領

(二) 華僑送金ハ本邦側為替銀行(以下銀行ト称ス)ヲ經由セシメ且一定

限度ヲ限リ之ヲ認ムルモノトス

銀行ハ送金事務ニ関シ現地機関ノ指示ニ從ヒ信用確實ニシテ我ガニ
協力スル僑務団体、華僑側銀行及信局等ヲ利用シ得レモノトス

三、措 置

(一) 送金額ハ差当リ一ヶ月一家族概不五〇〇程度トス
(二) 南方甲地域概略ハ送金人ノ対日協力程度其ノ他ヲ勘案シ適當送金額ヲ増減シ得ルト共ニ送金額ノ増加ヲ認ムルニ当リテハ送金人ヲシテ銀行預金ヲ設定又ハ増額ヲ為サシムル等解ヒテ資金吸収ニ付配慮スルモノトス

(備考)

(三) 送金ニ際シテハ防諜上支障ナキ限り簡單ナル雛形文言ニ依ル通信ヲ認ムルモノトス

昭和十九年十月十四日

大藏省 外資局

大 藏 省 外 資 局



事務上必要有之候ニ付附方事業ニ關スル本邦拂用ノ本邦向送金ニ關スル申請書ニハ附方ニ於ケル最近ノ試算表(説明書添付ノコト)ヲモ添付セシムル様御取計相成度此段及依候也

通信連絡内附ノモノ也
昭和十九年十月十四日

比 島	スマトラ	地 域	地 点	事業内容	担 当 業 者	備 考
	マスバラ島		ビリトン島			
	石 炭		錫 鉱			
					三菱礦業株式会社 住友礦業株式会社	附帶事業ヲ含ム

(決定第一三六號)

鑛産資源(石油ヲ除ク)開發地点及担当企業者(第二十五次)

(昭和十九年九月二十七日
大東亞省連務委員會第一部會決定)

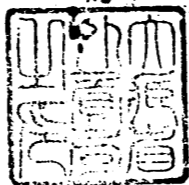
事務上必要有之候ニ付兩方畢業ニ關スル本邦拂用ノ本邦向送金ニ關スル申請書ニハ兩方ニ於ケル最近ノ試算表（説明書添付ノコト）ヲモ添付セシムル様御取計相成度此段及依候也

通信連絡同席イテ
最近モハ後付困難イニモ極力添付ス

昭和十九年十月十四日

藏外爲第壹九五壹五號

大藏省 外資局



極秘

（決定第一三六號）

・ 鑛産資源（石油ヲ除ク）開採地点及担当企業者（第二十五次）

（昭和十九年九月二十七日
大東亞省建設委員會議第一回會決定）

地域	地点	事業内容	担当業者	備考
比島	マスバテ島	石炭	住友鑛業株式会社	
スマトラ	ピリトン島	錫 鋳	三菱鑛業株式会社	附帶事業ヲ含ム

南政機密第六二一號

昭和十九年十二月九日

海軍省南方政務部長
海軍省經理局長

大藏省外貨局長殿

南方事業内地送金許可範圍ニ関スル件通知
首題ノ件 海軍ニ於テハ左記ノ通處理致居候條了知
相成度

一 南方派遣員内地拂入件費 南方事業管理費ニ
付テハ内地ニ於ケル資金繰付カサルトキ之ヲ認ムルモノトス
二 右ノ場合現地ニ餘裕金十千高現地ニテ借入ノ上送金

海軍

スルモ差支ナキモノトス

三 物件及材料費ニ関シテハ特ニ事情アルモノノ他原則トシ
テ許可セザルモノトス

四 南發内地融資圍擴張ニ依ル件費等融資ハ右送金ノ
内地着送ノ繼テ資金ニ限定シ送金ニ代リ融資ヲ為サシメス

但シ「三一」等ニ於テ事業ニシテ内地送金ノ途ナク
且内地拂入件費果増シ資金繰付カサル場合ハ此ノ限ニ
アザルモノトス

五 現地爲替銀行ノ圓爲替賣却品ニ依ル手許資金膨脹化
ニ関シテハ之が放出ヲ極力制限スルモノトシ内地現地間ノ決済

ハ後日之ヲ決定スルモノトス

終

海軍

決定第一三七號

南方甲地域ニ於ケル工業関係事項處理ノ件(第二十九次)

(昭和十九年九月二十七日)
大東亜省運輸委員會第一號會決定

地域	地点	業種	担当者	備考
マライ	イポー	音響製造 擬軍製造	東京芝浦電気株式会社 日本擬軍製造株式会社	
マライ		炭酸カルシウム系統 ゴム填劑及食用ニス 機械工業	白石工業株式会社 株式会社神戸製鋼所	
マライ		潤滑油製造 (主として船舶用)	合資会社久保田精油工場	
ジャバ		耐火煉瓦 磁器製造 磚子他	日本磚子株式会社	
北ボルネオ		製釘 機関修理	大建産業株式会社	
北ボルネオ		護謄加工	比祥衛護謄株式会社	
北島		タイヤ製造及修理	横濱護謄株式会社	

決定第一三八號

南方甲地域林材対策別紙中追加ノ件

(昭和十九年九月二十七日)
大東亜省運輸委員會第一號會決定

南方甲地域林材対策(昭二七三三第大委員會決定)別紙第二中

2 北ボルネオノ部、在リ追加ス

日本木材株式会社

極秘

(決定第一三九號)

對南方紡織設備移駐計畫要綱中訂正ノ件

(昭和十九年九月二十七日
大東亞海運總委員會第一節會決定)

對南方紡織設備移駐計畫要綱中日清紡績株式會社ノ担当地域ヲ比作賓ヨリ
ジャワニ変更ス

決定第十号

六、南方甲地域ヨリノ華僑送金ニ関スル
暫定措置ノ件

昭和十九年十二月二十四日
大東亞海運總委員會第一節會決定

一、方針

華僑送金ハ支那民生ノ安定ヲ回ル目的ヲ以テ我方指導下ニ之ヲ認めトシ併セラ南方甲地域ニ於ケル華僑ノ我軍政ヘノ協力ニ資セシメントス

二、要領

一、南方甲地域ヨリノ支那(香港ヲ含ム以下同シ)向華僑送金ハ江向先カ在支皇軍占領地域ニシテ送金依頼者ガ我方ニ協力シ居レル者タル場合ニ限ルモノトス

二、華僑送金ハ本邦側ニ爲替銀行(以下銀行ト稱ス)ヲ經由セシメ一旦一定限度ヲ限リ之ヲ認めルモノトス

銀行ハ送金事務ニ関シ現地機関ノ指示ニ從ヒ信用確
 実ニシテ我方ニ協力スル僑務團作、信局等ヲ利用
 シ得ルモノトス

(三) 爲替ノ表示通貨ハ日本圓トシ圖ト現地通貨表示
 單票トノ爲替換算率ハ差立リ予算上適用スル
 換算率ニ依ルモノトス

(四) 南方甲地域ニ於ケル銀行ハ本件ニ依ル爲替持高ヲ南
 方幣發金庫ニ集中スルモノトス
 右ニ依リ生シタル南方幣發金庫ノ爲替持高ハ本邦
 ノ爲替集中ノ制度ニ適合ヲトリ得ルモノトス

(五) 本件ニ依ル華僑送金ニ付テハ支那及南方甲地域ニ
 於テ現地機関之カ監督ヲ行フモノトス

(六) 送金ノ非占據地ヘノ流出ハ嚴ニ之ヲ抑止スルモノトス

三 措 置

(一) 送金額ハ差立リヶ月一宗族概ネ一〇日程度トス
 支那ニ於テハ受取人カ我占據地域外ニ居住シ又ハ我方
 ニ協力セザル場合ハ送金爲替ノ支拂ヲ認めザルコトト
 シ此ノ場合ニ於テ送金等適宜措置スルモノトス

(二) 南方甲地域機関ハ送金人ノ対日協力程度其ノ他ヲ
 勘案シ適宜送金額ヲ増減シ得ルモノトス

(三) 手数料 其ノ他実行細目ハ現地ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

(四) 現地機関ハ毎四半期別ニ送金爲替取組実績又ハ
 送金爲替支拂並ニ送金実績ヲ地域別ニ作成シ中
 央ニ報告スルモノトス

(備考)
 (一) 本件ニ関シ限リ差立リ銀行ノ爲替取引ニ付テハ大藏省ノ

事承認ヲ要セザルニトスル共ニ南方開港金庫ノ爲替
 取引ニ付テハ外國爲替管理法ニ基ク許シノ申請ニ依
 リテハ包括許可ヲナシモトス
 二、南方甲地域ヨリ支那ヘノ物資輸入ニ付テハ本件ニ
 依ル爲替資金トハ關係ナク別途ニ取扱フモトス

金庫現地報告昭南第三號

「マライ」「スマトラ」銀行協議會規程

ニ華僑送金ノ許可

マライ支金庫報告
昭和十八年二月

「マライ」「スマトラ」銀行協議會規程

第一章 總則

- 第一條 本協議會ハ昭和十七年十二月二十二日付富集政財第五八九號通牒ニ基キ設立シ「マライ」「スマトラ」銀行協議會ト稱ス
- 第二條 本協議會ハ軍政監指導ノ下ニ銀行業ノ綜合的運営ヲ圖リ且銀行相互間ノ連絡ヲ密接ナラシムルヲ以テ目的トス
- 第三條 本協議會ノ事務所ハ之ヲ南方開發金庫「マライ」支金庫内ニ置ク
- 第四條 南方開發金庫ハ本協議會ノ幹事トシテ會務ヲ掌理ス

第二章 會員

- 第五條 本協議會ハ「マライ」「スマトラ」ニ店舗ヲ有スル總テノ銀行（南方開發金庫ヲ含ム）ヲ以テ其ノ會員トス

第六條 會員タル銀行ニシテ「マライ」「スマトラ」ニ二以上ノ店舗ヲ有スルモノハ其ノ内ノ一ヲシテ本協議會ニ關スル事項ニ付當該銀行ヲ代表セシムルモノトス

第七條 會員タル銀行ハ會員タル他ノ銀行ヲシテ本協議會ニ關スル事項ニ付代理セシムルコトヲ得

第八條 會員タル日本側銀行、支那人銀行及印度人銀行ハ夫々金融懇談會、「マライ」「スマトラ」華人銀行協會及「マライ」印度人銀行協會ナル名稱ノ下ニ本協議會ノ下部團體ヲ組織スルモノトス

第三章 事業及其ノ執行

- 第九條 本協議會ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
- 一 金利ニ關スル協定其ノ他資金ノ融收及運用上必要ナル協定
 - 二 銀行業ニ關スル協同ノ調査及研究

三 前各段ニ掲グルモノ、外協議會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル
事業

第十條 本協議會ニ於テ協定セラレタル事項ハ軍政監ノ認可ヲ受ケ
實施スルモノトス

第四章 會議

第十一條 會議ハ月例會、定期總會及臨時總會（以下單ニ會議ト稱
ス）ノ三種トス

月例會ハ毎月一回、定期總會ハ每半期一回、臨時總會ハ臨時ニ於
テ必要ト認めタル場合或ニ二以上ノ會員ノ要求アリタル場合開催
スルモノトス

第十二條 會議ノ開催ハ幹事ニ於テ書面ヲ以テ協議事項ト共ニ會員
ニ通知スルモノトス

第十三條 幹事ハ會議ノ議長トナリ之ヲ司會ス

第十四條 第九條第一號ノ協定ハ會議ノ決議ニ依ルコトヲ要ス

第十五條 幹事ハ議事ヲ記録ニ留メ決議事項ヲ文書トシテ各會員ニ

配布スルモノトス

第十六條 特ニ輕易ナル事項ニ付テハ持廻リ決議ヲ以テ會議ノ開催
ニ代フルコトヲ得

第五章 會計

第十七條 本協議會ノ經費ハ毎月所要費額ヲ別ニ定ムル基準ニ依リ
會員ヨリ徴收スルモノトス

第六章 規程ノ變更

第十八條 本規程ヲ變更セントスルトキハ會議ニ於テ全會一致ヲ以
テ決議シタル上軍政監ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(註一) 協議會ノ會員ハ次ノ通り

イ、金融懇談會

南發、正金、臺銀、華南、四行

ロ、「マライ」「スマトラ」華人銀行協會

華僑、四海、大華、利華、廣利、萬興利、中華商業

七行

ハ、「マライ」印度人銀行協會

印度、印僑、東方馬來亞、三行

(註二) 一月二十三日ノ創立總會ニ於テ左記ノ通り預金利率ノ改

訂ヲ決議シ軍政廳ノ認可ヲ得タノデ二月一日ヨリ實施シテ居ル

一、定期預金

年二分五厘以内、但シ期間ハ六ヶ月以上トス

二、特別當座預金

年一分五厘以内、但シ毎日最終餘高ニ對シ十兩(盾)以上ノ金額ニ付計算スルモノトス

三、通知預金

年一分以内、但シ七日前ニ引出豫告ヲ爲スモノトス

四、當座預金

年五厘以内、但シ月中最低餘高ニ對シ一千兩(盾)以上ノ金額ニ付計算スルモノトス

五、華僑送金ノ許可

大東亞戰爭勃發以來、南方在住華僑ハソノ送金ノ道ヲ失ヒ廣東福建ニアル其ノ家族ハ送金途絶ノタメ窮境ニ陥ツタガ我方ニ於テ華僑送金ヲ無條件ニ許スナラバ、此等ノ送金ノ中大部分ハ非占領地區ニ送ラレ、徒ニ敵經濟力ヲ増強セシメル結果ヲ來スノミナルヲ以テ支那民衆ノ痛苦ヲ知り乍ラモ之ヲ許スコトハ差控ヘラレテ

キタノデアツタ。併シ徒ラニ弊害ヲ恐レテ之ガ許可ヲ遲延スルコトハ支那民衆ヲ塗炭ノ苦ミニ陥レ、我方ニ對シ怨嗟ノ情ヲ起サシメ、延イテハ我が統治政策ニ支障ヲ來ス虞レナシトイヘナイノチ送金ニ定ノ條件ノ下ニ之ガ送金ヲ認メルニ至ツタノデアル。

ニ方針

華僑送金ハ支那民生ノ安定ヲ圖ルヲ目的トシ以テ南方占領地域ニ於ケル華僑ノ我軍政ノ協力ニ資セシメントスルモノデアル。

ニ要領

- 1、華僑送金ノ仕向先ハ在支皇軍占領地域ニ限リ、送金依頼者ハ我方ニ協力シ居レル者ニ限ル
- 2、送金ハ本邦側爲替銀行ヲ經由セシメ且ツ一定限度ヲ限リ認ムルモノトス

- 銀行ハ送金事務ニ付テハ現地機關ノ指示ニ從ヒ信用確實ニシテ我方ニ協力スル僑務團體信局等ヲ利用シ得ルモノトス
- 爲替ノ表示通貨ハ日本圓トシ、圓ト現地通貨表示軍票トノ爲替換算率ハ差當リ豫算上適用スル換算率ニ依ルモノトス
- 南方占領地域ニ於ケル銀行ハ本件ニ依ル爲替持高ヲ南方開設金庫ニ集中スルモノトス
- 右ニ依リ生ジタル南方開設金庫ノ爲替持高ハ本邦ノ爲替集中制度ニ出合ツトリ得ルモノトス
- 本件ニ依ル華僑送金ニ付テハ支那及南方占領地域ニ於ケル現地機關之ガ監督ヲ行フ
- 送金ノ非占領地ヘノ流出ハ嚴ニ之ヲ抑止スルモノトス

ニ措置

- 1、送金額ハ差當リ一ヶ月一家族概ネ一〇〇圓程度トス

- 2、支那ニ於テハ受取人ガ我占據地域外ニ居住シ又ハ我方ニ協力セザル場合ハ送金爲替ノ支拂ヲ認メザルコト、シテ返送其他適當ノ措置ヲ講ズルモノトス
- 3、南方占領地域機關ハ送金人ノ對日協力程度其他ヲ勘案シ適當ニ送金額ヲ増減シ得ルモノトス
- 4、手数料其他實行細目ハ現地ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

備考

南方地域ヨリ支那人ノ物資輸入ニ付テハ本件ニ依ル爲替資金トハ關係ナク別途ニ取扱フモノトス

0400

寫 紙

海軍省南方政務部
19.11.16

民政部總務部第五九四號

昭和十九年十月十三日

南西方面海軍民政部總務局長

通信院與全保險局長

シヤワ軍政監部 殿
通信總局長

郵便為替、特殊取扱料全免除ニ関スル件 依頼
首題ノ件 空襲被害等ニ因ル罹災者、為スル再度証書ハ、
「拂渡若ハ拂戻局変更」ノ請求ニ対シテハ之ガ所定ノ料全
ク免除シ又有效期間經過、為替証書ハ再度証書、請
求ヲ要セズ其ノ儘拂渡シ得ルニト致保可然取新相

海 軍

以度

經

寫送付先

海軍省兵備局長

海軍省南方政務部長

第一南遣艦隊考課長

第四南遣艦隊建設指導部長

19.11.16

274

南	長	官	長
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官
南	官	長	官

經理局 第一課長 局長 局長

昭和廿年壹月貳日

南方事業内地拂入屬セルムベキ費用ノ本邦向
送金許可方針ニ關スル件

一 首題ニ關シ別紙第一ニ付關係各省間打合ヲ遂ヤタル結果
朱字ノ如ク訂正ノコトニ研究シ追而大藏省ヨリ照會ノ
コトナレリ。(海軍側南支撥消極トモテ決)

二 所見

南方事業ノ推進ニ關シテハ内外一如ノ大方針ニ依リ南支
資材ノ送付ニ付テモ極力積極的ナラシムルヲ要スル処
大藏省有意見ノ如クニテハ南方事業ニ殆ト利益ヲ奉ケ
得下ル現在送金ハ殆ト下許可セラレサルニ至ルハク從テ
業者ノ内地資金涸渴 南方ニ對スル内地ノ支撥消極

海軍

217

化ヲ来ス虞アルヲ以テ之ガ打南策トシテハ内地送金ヲ
一層緩和スルカ又ハ南支内地融資ノ全幅活用ヲ圖ル
コトヲ要スル

三 議事 左ノ角

B. 海軍ニテハ第一部會決定事項及同主務省申合
事項ニ基キ南政機密第六ニ一見南支内地
解釋ヲ為シアリ。最近ノ大藏省ノ送金許可ノ
實情ハ第一部會決定事項トハ相違ノ相違アルヤ
ニ見受ケラル

A. 大 許可方針ハ海軍ト異同様ニ考ヘ居レリ。
最近ノ外地ヨリノ通貨流入激増ニ依リ又為替匯断
ノ原則モアリ大體送金ハ殆ト下許可セラレハル方針
ナリ。現地ニ餘裕ナクトセ借入ノ上送ルナレバ

海軍

内地にて借入スル方ヨリ、ワカワガ為替ヲ起シテ送ル
 必要ハナイ

A. 個人テ送レバ送レルニ家族送金ヲ會社カ纏メテヤルト
 許可サレナイハ、具合ガ悪イ

藏 給與金ノ家族送金ハ全面的ニ許可ストスル

B. 第一部會決定ト、喰違如何

藏 情況ノ變化ニヨル運用ノ變更ニ根本ニ何等變更ナ
 現地ニ於ケル「餘裕」ニ場合トハ如何ナル意味ナリヤ

B. 内地拂経費ヲ見込テテ現地テ借入シタル場合ノ
 手許餘裕金アル場合ハ「餘裕」ニ場合「ナリヤ」
 又、急ニ上納代金等收入アリテ一時的ニ現金等
 手許金アル場合如何

藏 然ラス。現地ニ於テ收支計算ヲセル場合帳簿利益

ヲ擧ゲ得ル様ナ場合ヲ云フ。現地ニ内地拂経費用ヲ
 借入セシメカハ様セラレ度

B. トーセ借ケルテラ内地ニテ借ケルテ便トスルモ事業ノ
 全部カ南方ニテ内地ハ本店ト云フモ、事實上ハ出張
 所程度ノ會社アルモ斯ル場合ハ全部現地ニテ
 借入シ一元化スルテ便ト認ムルモ如何

A. 内地南登テ借ケルトシテモ九州等ニ本社アリ、現地
 ニテ借ケリテ亦カ便利ナル場合モアル

藏 例外トシテ充分考慮スル

A. 現地ハ金利カ内地ヨリ五厘低イカラト云フ理由ニテ
 送金ヲ許可セカハ様ナトナキヤ

藏 サウ云フコトハナイ

B. 既決定ノ「南方事業ノ經理等ニ関スル件」トノ

関係如何

蔵

會計ヲ明瞭ニ内地ノ事業ト區別シ置ケル問題ナリ

A. B.

帳簿上ハ同じトスルモ氣持上テハ全部南方事業ハ

現地一本ノ計算ニシテ行キ度

蔵

會計上ハ何等差異ナキニ付了承ビラシ度

B.

内地拂経費ハ原則トシテ内地調達トシ内地南

貸出ニ依ルコト、セバ内地南送ラ他ノ市中金融

機關ト同じモトシ銀行保險局ノ考ヘト及スルニ

アラスカ 又南送ノ内地融資範圍拡張ヲ

決定セルトキハ南送ノ運輸資金融資ハ純然

送金ノ継キ資金トシテ解シ送金ニ代ル融資ト

シテ認メタルニハアラスカ考フルモ如何

A. 大

當初ハサウ云フ考ヘオナリ

海軍

蔵

南送ノ内地ニ於ケル運輸資金融資ハ送金ノ継キ

ニアラスカ認ム

B.

為替課テハ送金ヲ認メズ 特銀課テハ南送内

地融資ノ全面策出ヲ好マズ之ヲ「セソク」スル

ナラハ 一体如何スレバ良イノカ

A.

サウスレバ南送内地融資ノ各種條件(期限等

特別ロ設定)等)ヲ撤廃セヌハナラヌ

蔵

此ノ問題ニ付テハ銀保局ト部内打合ロヲ為シ

明確ニスル

B.

本方針ハ諒トスルモ 第一部會決定ノ主旨ハ

之ヲ変更スルガ如キコトナキ様セシ度

海軍



別紙

南方事業關係資金ノ對日送金ノ件

首標ノ件ニ關シ昭和十九年十二月九日附南政機密第六二一號ヲ以テ申込
リタル處境在當局ニ於ケル南方事業關係資金ノ本邦回送金許可方針ト多
少齟齬スル點モ有之ニ付テハ當局現行處理方針左記ノ通ナルニ付今一應先
ト交渉スルモノトス

記

南方事業ニ關スル本邦私金ノ
本邦回送金許可方針

一、南方ヨリノ本邦回送金ニシテ南方事業關係送金ハ内地金融ツカザル
ニ限り之ヲ認ムルコト

二、現地資金ニ際テ付加地ニ於テル借入金ヲ以テ送金セントスルモノ
許可セズ内地銀行又ハ南方金融機關ヨリ借入金ニ依ラシムルコト

「註」内地資金ノ利トスル點左ノ如シ

一、内地所安領ノ貸出ニ必要トスル事情、所安領ノ内地
南方事業ヨリ送金ハ内地金融機關ヨリ借入金ニ依ラシムルコト

大日本帝國政府

ノ金銀等ハ現地ニテハ不明ナルコト、從ツテ現地賣出マシ
 場合共ノ可否ノ決定、金額査定等ノ困難アルコト
 2、内地賣出ハ内地金銀事情等ニ調査ノ上爲ス。以テ廻天賣出ノ
 與モ無ク内地インフレ抑制上ヨリモ内地賣出ヲ可トス
 3、必金ノ手數不便ナキコト（兩方トノ間ノ爲合ハ原則トシテ
 サザルコトニ決定アリ必要己ム。サザル限トスベキコト
 決定セラレ居ルコトモ考慮ニ入ルル必要アリ）
 4、内地賣出トナス場合モ現地ニ何等不利不便ナキコト
 5、内地賣出ノ手續ハ簡便ナルコト
 6、内地賣出ノ利益ハ充分ナルコト
 7、内地賣出ノ時期ハ適当ナルコト
 8、内地賣出ノ場所ハ適当ナルコト
 9、内地賣出ノ方法ハ適当ナルコト
 10、内地賣出ノ責任ハ適当ナルコト

内地賣出ノ人金返所ノ端ノ現地賣出等ニ依ル所爲ハ之ヲ認メザルコト

四、南方在動者ノ給身金及中絶遣金ニ付テハ（不在立替分ヲ含ム）前賣
 二拍子ニ送金ハ原則トシテ許可スルモノトス

別紙

南政機密第六二一號

昭和十九年十二月九日

海軍省南方政務部長 閣
海軍省 經理局長 閣

大藏省 外資局長 殿

大日本帝國政府

南方事業ノ内地送金許可範圍ニ關スル件
通知

首題ノ件海軍ニ於テハ左記ノ通處理致居候條了知相成度
記

一、南方派遣員内地拂人件費、南方事業管理費ニ付テハ内地ニ於ケル資金繰付カザルトキ之ヲ認ムルモノトス

大日本帝國政府

二、右ノ場合現地ニ餘裕金ナキ爲現地ニテ借入ノ上送金スルモ差支ナキモノトス

三、物件及材料費ニ關シテハ特ニ事情アルモノノ他原則トシテ許可セザルモノトス

四、兩發内地融資範圍擴張ニ依ル人件費等融資ハ右送金ノ内地着迄ノ繼キ資金ニ限定シ送金ニ代リ融資ヲ爲サシメズ。但シ「ニユー」ギニニア」等ニ於ケル事業ニシテ内地送金ノ途ナク且内地拂人件費累増シ資金繰付カザル場合ハ此ノ限ニアラザルモノトス

五、現地爲替銀行ノ圓爲替賣超過ニ依ル手許資金膨脹化ニ關シテハ之ガ放出ヲ極力制限スルモノトシ内地現地間ノ~~決済~~決済ハ後日之ヲ決定スルモノトス

(終)

函外第三五號

昭和二十年二月十九日

株式會社 臺灣銀行

東京都麹町區九ノ内壹丁目貳番地
和文電信館名略字 トウワウ タイキョ
歐文電信館名略字 Taiwankok Tokyo

海軍省南方政務部



局長 山 田 隆 敬

南方占領地ヨリノ本邦回送金調ノ件

拜啓 陳者前記計表作成致シ係ニ付御参考迄茲計同封御送附申上候
敬 具

REEL No. A-1179

0408

アジア歴史資料センター

寫

株式会社 東京 銀行

支店名	九月 中		十月 中		十一月 中		十二月 中	
	貸付金	金額	貸付金	金額	貸付金	金額	貸付金	金額
マユラ支店	508	1,270,654.52	632	907,423.06	422	1,579,494.52	802	847,191.05
ボオ出張所	5	73,731.12	159	42,640.00	12	25,701.25	34	7,300.00
ブ	43	17,110.00	37	18,310.00	224	162,790.00	280	107,840.00
バコロ	119	59,275.00	194	93,393.40	208	120,569.76	154	84,940.23
バキオ	101	44,100.00	115	62,350.00	19	10,710.00	83	29,230.00
レガスピ	20	9,300.00	8	3,730.00	23	10,900.00	3	9,875.81
イロイロ	98	69,944.40	215	239,815.00	107	49,395.00	162	60,600.00
カタロパン	2	1,000.00	2	1,000.00	4	1,800.00		
カガヤン					1	200.00	1	400.00
比島地区 計	971	1,547,115.04	1,347	1,562,881.46	1,020	1,941,540.52	1,505	1,157,417.09
編 織 支 店	546	454,938.97	469	564,822.28	485	340,322.52	692	693,195.50
馬場地区(一層)								
マヤル支店	228	578,070.96	194	230,163.19	241	122,050.64	293	260,325.19
スラバヤ	229	214,527.00	229	250,256.78	228	215,233.73	229	519,479.76
スマラン	86	23,172.98	46	19,250.00	97	57,925.52	75	53,640.00
馬場地区 計	615	620,770.94	531	499,671.97	622	395,207.97	627	833,444.95
編 織 支 店 合 計	2,120	2,604,824.95	2,367	2,432,675.71	2,122	2,627,027.14	2,828	2,684,078.54
マカサール支店	222	339,290.07	59	422,310.00	252	1,277,141.64	136	524,914.83
マナド出張所	34	61,334.34	25	40,230.00	80	91,161.00	122	150,222.23
セレベス地区 計	256	400,624.41	114	522,540.00	332	1,368,302.64	258	675,137.06
パンジャラマシヤ出張所	24	24,240.00	29	33,610.00	99	103,410.00	147	147,779.88
バリタパン	95	118,547.20	217	98,151.00	173	223,321.06	56	129,616.87
ボナキアオ	100	261,222.12	98	152,717.30	20	8,169.47	44	119,701.00
カマラン	17	62,924.00	27	16,242.00	22		22	229,150.55
マカサール	97	68,699.22	122	121,222.52	202	120,727.90	21	99,222.92
マカサール地区 計	262	624,723.45	522	477,124.91	424	1,147,712.45	280	720,122.22
マカサール出張所	24	36,227.00	6	8,220.00	12	14,530.00	25	35,276.98
マカサール	16	7,100.00	14	7,113.00	12	3,200.00	22	14,060.00
マカサール	5	6,220.00	2	350.00			2	1,000.00
アンボイナ 出張所	39	20,195.00	7	67,111.00	23	55,294.00	8	4,420.00
マカサール 出張所			3	1,500.00	4	1,200.00	1	150.00
					14	327,122.00		
			14	1,000.00				

REEL No. A-1179

南西機密第一一七號ノ二

昭和二十年四月九日

海軍省南方政務部長

關係各社社長殿

南方事業ノ内地向送金ノ取扱ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ昭和十九年一月四日附南政機密第一〇三七號ノ二ニ依リ通牒致置候處左記送金ノ取扱ニ付テハ右通牒ニ拘ラズ、送金額一萬圓相當額ヲ超ユル場合モ海軍省南方政務部長ノ證明ハ不要トシ、現地軍政機關ノ許可ノミニ依リ送金シ得ルコトト致候條了知相成度

記

南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支持ヲ必要トスルモノ

内

報酬、給料、賃銀、手當、従業員賞與等

(註)一、右ハ毎月額略一定且額常的ニ支拂フベキモノニ限ルモノトス

二、支度料、赴任旅費等一時的支拂ノモノハ含マズ

三、昭和二十年四月分以降ノ分ニ限ルモノトシ三月以前ノ既立替分ニ付テハ従前取扱ニヨルモノトス

(終)

海軍

海軍

爲考

大日本帝國政府

南	方	政	務
長	副	長	副
A	B	C	D
E	F	G	H
I	J	K	L
M	N	O	P
Q	R	S	T
U	V	W	X
Y	Z	AA	AB

- 支那ヨリノ對日送金ノ規則ニ關スル實施要領
- 一 支那ヨリノ對日送金ニ對スル外國爲替管理法施行規則ニ依ル取
 - ニ 關シテハ二ノ(一)ニ該當スル場合及二ノ(二)ニ依リ帝國在支公債ノ
 - 承認アリタル場合ハ銀行預リニテ抽出ヲ爲シ得ルモノトシ其ノ
 - ノ場合ニ付大略別紙(一)ノ方針ニ依リ取締ヲ爲スコト
 - 三 支那ニ於ケル帝國儲蓄銀行ノ取扱キ對日送金ニ關シテハ帝國在支公
 - 債ニ於テ左ノ取締ヲ爲スコト
 - (一) 帝國儲蓄銀行ニシテ日本向爲替ノ買却、日本ヨリ仕向ケラレ
 - タル爲替ノ買却又ハ取立(以下送金又ハ取立ト稱ス)ニシテ
 - ニ該當スル場合ハ帝國在支公債ノ承認ヲ要セサルコト
 - (二) 日本ヨリノ輸入貨物ノ代金ナルコト明カナルモノ及日本トノ
 - 國ノ輸出入貨物ニ關スル諸種ノ送金又ハ取立
 - (三) 日本人ヲ受領者トスル公債借債ノ元利金ヲ發行者ヨリ直接
 - 送金ノ爲メ送金又ハ取立
 - (四) 帝國官廳ノ送金
 - (五) 前各號ニ該當セサル送金又ハ取立ニシテ一個月ヲ通ジキ四

大日本帝國政府

- 依り送金又ハ取立ヲ爲スコト
- (一) 一個月ヲ通ジ一萬圓以下ノ送金又ハ取立ニ在リテハ銀行ニ於
 - テ送金又ハ取立ノ依頼ヲ受クルニ際シ帝國在支公債ノ承認ヲ受
 - ルコト
 - 右承認ニ際シテハ大略別紙(一)ノ許可方針ニ依ルコト
 - (二) 一個月ヲ通ジ一萬圓ヲ超ユル送金又ハ取立ニ在リテハ原則トシ
 - テ帝國内ニ許可ヲ受ケタルモノニ限り銀行ニ於テ送金又ハ取立
 - ノ依頼ニ應ズルモノトスルコト
 - 三 支那ヨリノ證券輸入ニ關シテハ大略別紙(二)ノ許可方針ニヨルコト
 - 註 一ヶ月ヲ通ズル金額ノ計算ニ當リテハ同一送金依頼人ノ一
 - 月ヲ通ズル送金依頼金額ニ依ルコト但シ送金受取人ノ一箇月
 - ヲ通ズル受取金額カ右金額ヲ超ユルト認メラルモノヲ除ク
 - (取立金額モ右ニ準ジ計算スルコト)
 - 支那ニ於ケル送金依頼ノ除送金依頼人ヲシテ右金額ノ限度
 - ルコトヲ確約セシムルコト
 - 右確約ニ違背シテ依度ヲ超エテ送金セルコト判明シタル場合
 - ニシテ送金ノ内容ガ從來ノ方針ニ反スルトキハ其ノ限度ニ於

大日本帝國政府

テ支那向返還ヲ爲サシムル等ノ措置ヲ講ズルコト
四 本要領ハ昭和十九年八月一日ヨリ實施スルコト
備考一 本方針ハ銀行經由送金及郵便局經由送金双方ニ適用スルコト

ト
三 支那ニ於ケル日本郵便貯金簡易保險等日本圓表示乃至本邦拂戻約款付ノ新規契約ハ學費貯金、離祖貯金ノ如キ公的性質ヲ有スルモノニシテ通牒一冊ノ受入限度一千圓以下ノモノ以外ハ之ヲ廢止スルコト尙既契約ノモノハ通帳一冊ノ受入限度ヲ千圓迄トスルコト

大日本帝國政府

別紙 (一)

支那ヨリノ送金許可方針

- (一) 商社等ノ事業關係ノ送金ニ付テハ左記ニ依ルコト
- (イ) 事業利益ノ送金
原則トシテ内地ニ於ケル配當金支拂及税金支拂所要資金等ヲ勘案ノ上必要ナル限度ニ於テ之ヲ許可スルコト
- (ロ) 内地ニ於ケル運搬費用ノ送金
内地ニ於ケル運費(税金ヲ含ム)費用ノ性質及過去ノ送金実績等ヲ勘案シ必要ト認ムル送金ハ之ヲ許可スルコト
- (ハ) 對日事業投資
新規投資トナルベキモノニ付テハ原則トシテ許可セザルコト
- (ニ) 本邦保險會社支店ノ收入保險料ノ送金ハ原則トシテ許可セザルコト
ルコトトシ船舶會社支店ノ收入運賃ノ送金ハ已ムヲ得ザルモ合ハ必要ナル限度ニ於テ許可スルコト
- (三) 本邦人事業ノ縮少閉鎖等ニ至ク資金引揚ニ付テハ左記ニ依ルコト
- (イ) 本邦人ノ内地ニ引揚グルモノニ付テハ

大日本帝國政府

- (1) 本邦ニ於ケル管分ノ必要經費ヲ賄フニ足ル程度ノモノハ送金ヲ提出シ許可シ
- (2) 其ノ他ノ資金ニ付テハ本邦ニ於テ資金取扱銀行ニ對スル外債額金トスル等ノ措置ヲ講ズルコト
- (3) 現地ニ在留スル本邦人ノ事業縮小閉鎖ニ就ク資金ニ付テハ債ノ事由ニ因リ必要ト観メザル限リ送金ニ許可セザルコト
- (4) 送金取扱後三ヶ月以内ニ本邦ヘノ引揚ノ爲現地ヲ出發セザル限リ合ハ許可セザルコト
- (5) 公社債株式買入代金ノ送金
- (6) 本邦ヨリ輸出ニ付テ許可ヲ受ケタル無爲証券輸出證券ノ代金ノ送金ハ之ヲ認ムルモ、他ハ原則トシテ許可セザルコト
- (7) 借入金ノ返済
- (8) 借入金ニ付テ適當ナル時限等續受保ノ方法ニ反リ不正送金等ニ取附ルコト
- (9) 本邦ヘノ預ケ金、又ハ在支預金ノ回収
- (10) 本邦ヘノ預ケ金、信託、又ハ在支預金ノ回收ニ目的トスル本邦ニ於ケル送金ハ原則トシテ許可セザルコト

大日本帝國政府

- (1) 邦ヘ、送金ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト
- (2) 株式配當金ノ送金
- (3) 本邦人ヲ受領者トスル株式配當金ニ當該會社ヨリ直接支拂フ爲ノ送金又ハ取立ハ適正配當率ノ限度ニ於テ送金ヲ許可スルヲ原則トスルコト
- (4) 中國人ヲ除ク外國人（公館及文化團體等ヲ含ム）、對日送金中國人ヲ除ク外國人ノ送金ニ付テハ實績及其ノ資金源泉等ニ付調査シ已ムヲ得ザル場合ノ外許可セザルコト
- (5) 左ニ該當スル個人送金（送金人受取人共個人ナル場合）ニ付テハ左記ニ依ルコト
 - 中國人ノ帝國在住家族生活費其ノ他之ニ準スル送金ニ付テモ左記ニ依ルコト
- (6) 旅費
- (7) 本邦向旅費ニ付テハ原則トシテ旅行者一家族旅行期間一ヶ月ニ付一ヶ月ヲ限度トシテ必要ナル送金ヲ許可スルコト
- (8) 仕送金（生活費、教育費、醫療費）
- (9) 經常的費用ニ付テハ

大日本帝國政府

- (1) 在內家族ノ狀況
 - (2) 送金者ノ扶養義務ノ關係
 - (3) 過去ノ送金實績
 - (4) 其ノ他事業ニ關係ナキ送金
 - (5) 外國間貿易代金
 - (6) 債券償還代り金其ノ他資本收益
- 臨時費用（入院費等）ニ付テハ資金ノ使途・送金人ト受取人ノ關係等ヲ勘案シ得ザル場合ニ限り許可スルコト
- 大學程度ノ學生一人一ヶ月百五十拾圓程度ヲ基準トシ學費ノ程度等ヲ審査シ許可スルコト
- 香港見舞金等ノ如ク必要已ムヲ得ザル送金ナリト認めラレタル場合ソノ限度ニ於テ許可スルコト
- 交易計帳トモ照シ合セ必要ナル送金ハ之ヲ許可スルコト
- 債券償還代り金其ノ他資本收益

大日本帝國政府

- (1) 在內家族ノ狀況
 - (2) 送金者ノ扶養義務ノ關係
 - (3) 過去ノ送金實績
 - (4) 其ノ他事業ニ關係ナキ送金
 - (5) 外國間貿易代金
 - (6) 債券償還代り金其ノ他資本收益
- 臨時費用（入院費等）ニ付テハ資金ノ使途・送金人ト受取人ノ關係等ヲ勘案シ得ザル場合ニ限り許可スルコト
- 大學程度ノ學生一人一ヶ月百五十拾圓程度ヲ基準トシ學費ノ程度等ヲ審査シ許可スルコト
- 香港見舞金等ノ如ク必要已ムヲ得ザル送金ナリト認めラレタル場合ソノ限度ニ於テ許可スルコト
- 交易計帳トモ照シ合セ必要ナル送金ハ之ヲ許可スルコト
- 債券償還代り金其ノ他資本收益

別紙(二)

大日本帝國政府

- 支那ヨリ、證券輸入許可方針
- 一 左ニ該當スル證券ノ輸入ニ付テハ許可スルコト
 - 一 當該證券ノ輸出ニ當リ許可ヲ受ケタル者ノ爲ス當該證券ノ輸入
 - 一 名義書換、拂込濟金額ノ記入等ノ爲ニ爲ス一時の輸入
 - 二 前項以外ノ證券ノ輸入ニ付テハ左ノ方針ニ依リ許可スルコト
 - (一) 輸入者個人ナル場合
 - (2) 所有者内地ニ居住スル場合又ハ所有者ノ内地移住ニ伴ヒテ生ズル輸入ハ
 - 但テ該證券ノ額ニ付テハ當局ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ買却擔保提供其ノ他ノ自由處分ヲ爲シ得サル旨ノ條件ヲ附スルコト
 - (3) 所有者現地ニ居住スル場合ノ輸入
 - 原則トシテ許可セサルコト
 - (3) 本邦内ニ保管スル爲ノ輸入
 - 原則トシテ許可スルコト

大日本帝國政府

- 但當局ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ買却擔保提供其ノ他ノ自由處分ヲ爲シ得サル旨ノ條件ヲ附スルコト
- 一 輸入者商社ナル場合
 - (1) 證券ノ型態ニ依ル事業利益金ノ回收
 - 内地ニ於ケル資金繰ヲ勘案シ在支店ノ利益金ニ應ジ在支店ノ看拂スベキ税金、配當金、賞與金等内地ニ於テ支拂ヲ必要トスル限度ニ於テ許可スルコト
 - (2) 本邦内ニ保管スル爲ノ輸入
 - 原則トシテ許可スルコト
 - 但當局ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ買却擔保提供其ノ他ノ自由處分ヲ爲シ得サル旨ノ條件ヲ附スルコト
 - 二 國債ニ付テハ輸入ノ上ハ登録國債ト爲シ登録番號ヲ報告セシムル等ノ措置ヲ講ズルコト
 - (3) 在支店閉鎖引揚ノ場合ノ證券ノ輸入
 - 原則トシテ許可スルコト
 - 但テ該證券ノ額ニ付テハ當局ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ買却擔保提供其ノ他ノ自由處分ヲ爲シ得サル旨ノ條件ヲ附

大日本帝國政府

スルコト
三其ノ他ニアリテハ原則トシテ許可セサルコト

大日本帝國政府

昭和二十年二月十八日

大藏省外資局總務課
山下 事務官

海軍省南方政務部
江波 中尉 殿

指定南方事業本店投資額ニ對スル本邦送金ニ關スル件

「南方事業ノ經營等ニ關スル件」ニ依リ定メラル指定南方事業
本店投資額ニ對スル年五分ノ割合ニ依リ本邦送金ニ付テハ左記ノ
通取及フコトト致シタルニ付及御連引候

大日本帝國政府

一、南方店中、本邦店管轄高ニ對スル年五分ノ金利ニ付テハ差當リ相殺
殺勘定ニ依リ決濟シ送金ヲ爲サザルコト
但シ本邦店ガ内地ニ於ケル業務遂行ノ爲金繰上右金利金額ノ送金
ヲ受クルヲ必要ト認メラルトキハ之ガ内地向送金ヲ認ムルコト
ニ内地金繰上必要ナリヤ否ヤニ付テハ内地店ヲシテ送金事情説明
書ヲ附ヒシメタル爲替銀行ノ委託支拂ニ關スル許可申請（事前申
請）ヲ爲サシメ許可ヲ受ケシムル方法ニ依リ決定スルコト
右内地店ハ受送金事情説明書ニ内地資金繰其ノ他受送金ヲ必要ト
スル事由ヲ記載スルコト